

預金商品説明書（定額複利定期預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ だんだん定期預金（定額複利定期預金）
2. 販売対象	・ 個人のみ。
3. 期間	・ 最長 5 年。 - 据置期間（6 ヶ月）経過後は、お引き出し自由です。 ・ お預け入れ時のお申し出により、自動継続（元金成長型・利息受取型）をご利用いただけます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 10 万円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 据置期間（6 ヶ月）経過後、随時お利息とともに払い戻しいたします。一部引き出しも可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利。 ・ お預け入れ期間に応じて、6 段階（6 ヶ月以上、1 年以上、2 年以上、3 年以上、4 年以上、5 年）の利率を適用いたします。 ・ お預け入れ金額に応じて 2 段階（300 万円未満、300 万円以上）の利率を適用いたします。 ・ 自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用いたします。 ・ 一部引き出し金額および一部引き出し後の残高には、お預け入れ時の利率がそのまま適用されます。（ただし、お預け入れ金額が 300 万円以上で、一部引き出し後の残高が 300 万円未満となった場合は、その残高に対し、お預け入れ時にさかのぼって 300 万円未満の利率が適用されます。） ・ お引き出し時に元本とともにお支払いいたします。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月ごとの複利計算。 ・ お引き出しの時には、お預け入れ期間に応じた利率で、お預け入れ日から半年複利で利息計算されます。
7. 税金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は最長預入期限に適用される利率に 0.5% 上乗せした利率。） ・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。
10. 期限前解約時の取扱い	据置期間（6 ヶ月）中に解約する場合には、解約日の普通預金利率によって計算したお利息とともに払い戻しいたします。

この街で——



預金商品説明書（定額複利定期預金）

11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる 事項	・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）